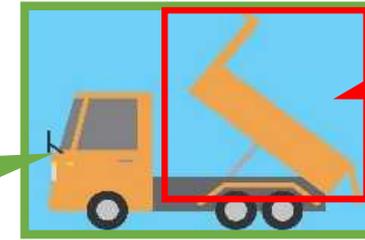


# 特装車製品の製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）

## 違反行為の対象商品（特定特装車製品）

- ① ダンプ車、タンクローリ、トラックミキサ車、粉粒体運搬車、塵芥車、脱着コンテナ車に取り付けられる**架装物**
- ② **テールゲートリフタ** 等

特装車  
(各特装車の概要は次頁参照)



架装物  
(特装車製品)

## 違反行為の概要

鋼材等の特定特装車製品の原材料価格の高騰



### 特定特装車製品の販売価格の引上げ等について情報交換



令和4年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意

令和5年4月1日以降に販売する一部の特定特装車製品の販売価格を更に引き上げることを合意

- (1) 合意に基づき、特定特装車製品の販売価格をおおむね引き上げていた。
- (2) 合意の実効を確保するため、特定特装車製品の販売価格の引上げの状況に関する情報交換を繰り返し行っていた。

特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限

特定特装車製品が取り付けられている特装車



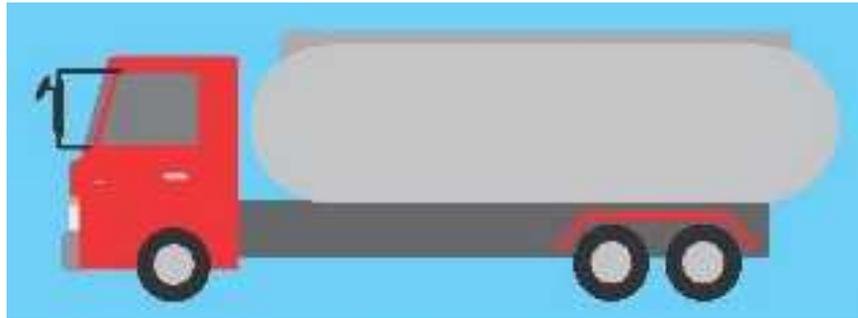
ダンプ車



タンクローリ



トラックミキサ車



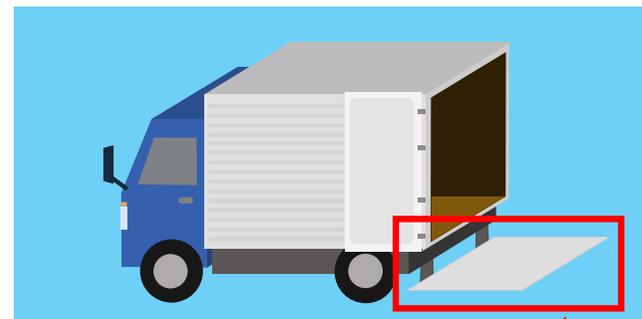
粉粒体運搬車



塵芥車



脱着コンテナ車



バン（テールゲートリフタ）